

3 0 監 第 2 7 号  
平成 3 1 年 2 月 1 日

大町市長 牛 越 徹 様  
大町市議会議長 勝 野 富 男 様

大町市監査委員 山 下 好 隆  
同 二 條 孝 夫

財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を  
実施したので、その結果を次のとおり報告します。

財政援助団体等  
監査結果報告書

平成31年2月

大町市監査委員

## 総 括 事 項

### 1 監査の対象

平成29年度において補助金等の交付を受けた下記の2団体について監査を実施した。

- (1) 野外保育 風の森  
託児施設運営費補助金
- (2) わっこひろば「宙」  
託児施設運営費補助金

### 2 監査の実施日

平成30年10月9日

### 3 監査の場所

当該団体等の事務所等

### 4 監査の目的

補助金等の交付を受けた団体等の事業の執行状況について、当該補助事業等（以下「事業等」という。）が目的に従って適切に実施され、当該目的に見合う成果があったか、指導監督、事務手続きが適切に行われたかについて監査を実施した。

### 5 監査の方法

団体等については、事業等に関する関係書類、会計帳簿等の確認を行うとともに、関係職員から聞き取り、現地における実査を行った。

主管課については、事業等に関する調書と団体等から提出された事業計画書、実績報告書等を基に確認を行った。

### 6 監査の結果

補助金等の交付を受けた団体等の事業の執行については、一部に改善又は検討を要する事項も認められたものの、概ね適切に処理されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、監査実施中において口頭により指摘等したことから本報告書での記載は省略した。

個別の監査結果については、詳細事項のとおりである。

詳 細 事 項

団体等名称	野外保育 風の森		No. 1
監査年月日	平成30年10月9日	主管課等	子育て支援課
監査実施場所	議会棟第2委員会室、野外保育 風の森		
監査対象事業	<p>1 事業名 託児施設運営費補助金</p> <p>2 補助金額 957,000円</p> <p>3 事業内容 認可外保育所に入所している要保育児童の処遇向上を図るため、施設の運営及び施設整備並びに冷暖房の確保、延長保育、夜間保育、休日保育及び一時保育を支援する事業で、児童数等に応じた補助基準額の1/2以内を県、残額を市が補助するものである。</p> <p>4 施設の概要 (1) 施設の所在 大町市平1842番地1 (2) 代表者 林 里砂 (3) 年間保育児童数(延べ人数) 1・2歳児 44人、3歳児 8人 4・5歳児 36人</p>		
監査結果	<p>[ 野外保育 風の森に関する事項 ]</p> <p>1 補助金の申請事務に次のような不備が認められたので事務の正確を期されたい。 平成29年10月11日付提出の補助金交付申請書に記載された交付を受けようとする補助金額は977,000円となっているが、添付書類の平成29年度収支予算書に記載された助成金(補助金)は730,000円の収入予算となっており、一致していない。 また、3月31日付で提出した平成29年度の実績報告書に添付されている収支決算書に記載されている平成29年度予算額の助成金(補助金)は500,000円となっているなど補助金額が都度異なっている。  なお、平成29年度に交付した託児施設運営費補助金957,000円は、実際に保育した実績人数に一人当たりの基準額を乗じて算出して交付され、また、活用も保育児童の処遇向上に使われており、適正なものと認められた。</p> <p>2 認可外保育施設の運営に当たっては、一定の質を確保し、児童の安全確保を図ることが必要との観点から、国において「認可外保育施設指導監督基準」が定められ、施設整備、保育内容、健康管理・</p>		

安全確保、利用者への情報提供、労基法に基づく帳簿の整備等々について細かく示されている。

提供するサービス内容の掲示や、利用契約の書面の交付など基準を満たしていない事項も認められたので、改善を図るとともに、基準を満たした施設である旨の証明書の交付を受ける制度を活用するなどこれらの基準に沿った適切な施設の運営に努められたい。

**[ 子育て支援課に関する事項 ]**

前述のとおり補助金の申請事務に不備が認められた。

提出書類の検証を徹底するとともに、正確な申請事務について指導されたい。

詳細事項

団体等名称	わっこひろば「宙」	No. 2
監査年月日	平成30年10月9日	主管課等
監査実施場所	議会棟第2委員会室、わっこひろば「宙」	
監査対象事業	<p>1 事業名 託児施設運営費補助金</p> <p>2 補助金額 1,040,000円</p> <p>3 事業内容 認可外保育所に入所している要保育児童の処遇向上を図るため、施設の運営及び施設整備並びに冷暖房の確保、延長保育、夜間保育、休日保育及び一時保育を支援する事業で、児童数等に応じた補助基準額の1/2以内を県、残額を市が補助するものである。</p> <p>4 施設の概要 (1) 施設の所在 大町市大町2063番地4 (2) 代表者 山田 康世 (3) 年間保育児童数(延べ人数) 1・2歳児 36人、4・5歳児 66人</p>	
監査結果	<p>[ わっこひろば「宙」に関する事項 ]</p> <p>1 補助金の申請事務に次のような不備が認められたので事務の正確を期されたい。 (1)平成29年10月10日付提出の補助金交付申請書において交付を受けようとする補助金額は1,062,000円と記載されているが、添付書類の平成29年度収支予算書の助成金(補助金)は900,000円しか収入予算に計上されていない。 (2)平成29年度収支決算書に記載されている項目別決算の金額と、明細書類としての月別の項目別集計数値の相違や、月別の項目別集計と領収書が合致していない項目が見られる。</p> <p>なお、平成29年度に交付した託児施設運営費補助金1,040,000円は、実際に保育した実績人数に一人当たりの基準額を乗じて算出して交付され、また、活用も保育児童の処遇向上に使われており、適正なものとして認められた。</p> <p>2 認可外保育施設の運営に当たっては、一定の質を確保し、児童の安全確保を図ることが必要との観点から、国において「認可外保育施設指導監督基準」が定められ、施設整備、保育内容、健康管理・安全確保、利用者への情報提供、労基法に基づく帳簿の整備等々について細かく示されている。</p>	

提供するサービス内容の掲示や、利用契約の書面の交付など基準を満たしていない事項も認められたので、改善を図るとともに、基準を満たした施設である旨の証明書の交付を受ける制度を活用するなどこれらの基準に沿った適切な施設の運営に努められたい。

**[ 子育て支援課に関する事項 ]**

前述のとおり補助金の申請事務に不備が認められた。

提出書類の検証を徹底するとともに、正確な申請事務について指導されたい。